福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 24 号

福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則

福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則（令和２年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表国際交流員及び外国語指導助手の項中「280,000円」を「335,000円」に、「300,000円」を「345,000円」に、「325,000円」を「355,000円」に、「330,000円」を「360,000円」に改め、主任外国語指導助手の項中「290,000円」を「345,000円」に、「310,000円」を「355,000円」に、「335,000円」を「365,000円」に、「340,000円」を「370,000円」に改める。

第10条第１項第７号の２中「小学校就学の始期に達するまでの」を「９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある」に、「看護をする」を「看護等の」に改め、「期間（養育する」の次に「９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある」を加える。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行し、この規則による改正後の福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則第７条の報酬の額は、令和７年５月15日支払分から適用する。